

亀山市告示第35号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年3月10日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21543
- 3 路線名 羽若3号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 羽若町字糍屋垣内615番2地先
 - (2) 終点 羽若町字糍屋垣内563番1地先
- 5 供用開始の期日 令和2年3月10日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 40101
- 3 路線名 板屋乗入線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 加太板屋字裏ノ垣内4696番2地内
 - (2) 終点 加太板屋字裏ノ垣内4697番3地内
- 5 供用開始の期日 令和2年3月10日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41040
- 3 路線名 板屋浄泉寺線

4 供用開始の区間

(1) 起点 加太板屋字板屋 5 3 7 0 番 3 地内

(2) 終点 加太板屋字板屋 5 2 9 9 番地内

5 供用開始の期日 令和 2 年 3 月 1 0 日